

平成30年7月13日

## 被災者の応急修繕等に係る建築確認申請等の 免除等の支援について

### 1 支援策の内容

次の場合は、建築基準法第85条第1項の規定に基づき建築基準法の適用を除外し、建築確認申請等を免除します。

- (1) 災害により破損した建築物の応急の修繕
- (2) 被災者が自ら使用するための30㎡以内の応急仮設建築物の建築（ただし、使用期間が3か月を超える場合は、市長の許可が必要（2年以内を限度））

### 2 要件等

- (1) 呉市全域（防火地域を除く）
- (2) 災害が発生した日から1か月以内に工事着手するもの（1(1)の応急の修繕は、工事着手時期を問いません。）

【問合せ先】 建築指導課 建築確認グループ 25-3511

